

死刑執行に対する会長声明

本年9月27日、福岡、仙台の各拘置所において、それぞれ1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。本年8月3日の2名に対する執行に続き2か月続けての執行の強行は、誠に遺憾な事態であり、当会は、改めてこれに強く抗議する。民主党政権下においては4度目の執行であり、本年3月29日、8月3日の死刑執行に続くものであって、その際にも当会は死刑の執行を停止するよう要請したところである。

日本弁護士連合会も、本年6月18日、滝実法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じることを求める要請書」を提出して、国に対し、直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止することを求めていた。

これらの要請を無視しての連続した死刑の執行は到底容認できない。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、日本政府は、国連関係機関からも繰り返し、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう勧告を受けてきた。しかし、本年3月、小川敏夫法務大臣（当時）は、「死刑の在り方についての勉強会」を終了させたのに続き、同月29日には、1年8か月ぶりとなる死刑の執行を3名に対して行った。その後、政務三役による絞首刑の在り方に関する検討が開始されたと報道されたものの、その議論状況は一切公開されないままであり、本年6月4日に滝法務大臣が就任した後もその状況は変わっていない。その一方で、滝法務大臣からは「一つ一つの案件をどう判断するか考えて、職責を果たす」との死刑執行に前向きな発言がなされていた。

しかし、死刑をめぐる議論と切り離して死刑執行がなされるべきではなく、ましてや死刑に関する議論を明らかにしないまま執行すべきでない。

当会は、今こそ死刑の執行を停止した上で、政府が中心となって、死刑に関する議論を広く国民に公開し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって広く国民的な議論を行うべきであると考える。

よって、当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを強く求めるものである。

2012年（平成24年）10月18日

千葉県弁護士会
会長 齋藤 和

